

## 安全データーシート (SDS)

{ 混合物用 (液状パッキン剤用) } 整理番号 H-771

### 製造者情報

会 社 名: 東京パッキン化学株式会社  
住 所: 〒350-1335 埼玉県狭山市柏原 363-6  
担当部門: 研究室 担当者: 松浦 英樹  
電話番号: 04(2952) 6511 FAX番号: 04(2952) 6439  
緊急連絡先: 担当部門に同じ 電話番号: 担当部門に同じ  
作 成 者: 佐々木 政彦 作成: 平成 7年7月1日  
改 正: 平成 30年5月1日

### 製品の特定

製 品 : Vコート VD / VDR

製品説明 種類 : 配管用防錆・防食兼用シール剤

主な用途 : 防錆兼用給水・給湯・蒸気 (160°C) 用シール剤

### 物質の特定成分及び含有量

成 分 名 (危険有害物質)	CAS NO.	含有量
メタノール	67-56-1	14~20
ロジン樹脂	登録済	25~30
マレイン酸樹脂	非公開	35~40
炭酸カルシウム		18~25

国連分類: クラス 3.2 (引火性液体)

国連番号: 1263 (塗料)

### メタノール

#### 1. 危険有害性の要約

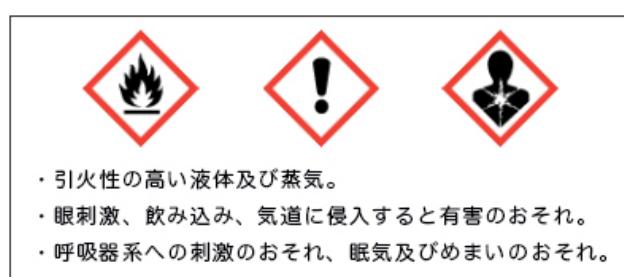
#### 2. GHS 分類

#### 3. 物理化学的危険性

火薬類	分類対象外
可燃性・引火性ガス	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高圧ガス	分類対象外
引火性液体	区分 2

	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	分類対象外
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	区分外
4.人健康有害性	急性毒性 (経口)	区分 5
	急性毒性 (経皮)	区分外
	急性毒性 (吸入：気体)	区分対象外
	急性毒性 (吸入：蒸気)	区分外
	急性毒性 (吸入：粉じん)	分類できない
	急性毒性 (吸入：ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分 2
	目に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2A
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	区分外
	発ガン性	分類できない
	生殖毒性	区分 1B
	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分 1(中枢神経系、視覚器、全身毒性) 区分 3(気道刺激性、麻酔作用)
	特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分 1 (中枢神経系、視覚器)
5.環境有害性	吸引性呼吸器有害性	分類できない
	水生環境急性有害性	区分外
	水性環境慢性有害性	区分外

#### GHS ラベル要素



## 6.注意喚起語

### 危険有害性情報

危険

引火性の高い液体及び蒸気

飲み込むと有害のおそれ

軽度の皮膚刺激

強い眼刺激

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害

眠気またはめまいのおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害

### 注意書き

メタノール 三菱ガス化学(株) 整理番号 3-34-2600-2 2008年9月12日

#### [予防策]

- ・使用前に安全データシート (SDS) を入手し、総ての安全注意を読み、理解するまで取扱わないこと。
- ・局所排気装置の設置により換気に注意
- ・局所排気装置により換気して取り扱う事
- ・飲み込んだり蒸気を吸入しないこと。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明装置を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙
- ・火災を発生しない工具を使用すること。
- ・静電気対策を行い、作業着、作業靴は導電性のものを用いること。
- ・有機溶剤用防毒マスク、保護メガネ、保護手袋などを使用すること。
- ・取扱中は、飲食や喫煙はしないこと。
- ・取扱後は、手、顔などを洗う事。
- ・容器を密閉して子供の手の届かない冷暗所に保管すること。

#### [対応]

- ・火災の場合は、適切な消火方法を取ること。
- ・吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢息させ、直ちに医師の手当てを受けること。
- ・眼に入った場合、直ちに多量の水で15分間以上洗眼し、医師の診断を受けること。
- ・コンタクトレンズを容易に外せる場合は、外して洗う事。

- ・皮膚等に付着した場合、直ちに汚染された衣服や靴を脱ぎ接触部を多量の水及び石鹼で充分に洗い、医師の診断を受けること。
- ・飲み込んだ場合、直ちに水を飲ませて嘔吐させ、医師の診断を受ける事。  
被災者に意識がない場合は、無理に吐かせようとしない事。又、口からも何も与えない事。
- ・気分の悪い時は、速やかに医師の診断を受けること。
- ・眼の刺激が継続する場合は、医師の診断・手当を受ける事。

#### [保管]

- ・容器を密閉して直射日光をさけ、涼しく乾燥し良く換気された室内で施錠して保管する事。

#### [廃棄]

- ・内容物や容器を、産業廃棄物として専門業者に処理を委託する事。

### 7.組成、成分情報

化学物質・混合物の区別	单一物質
化学名	メタノール
別名	メチルアルコール
CAS 番号	67-56-1
濃度又は濃度範囲 (含有量)	99.9%
官報公示整理番号	(化審法) (2)-201 (労安法) (公表)
労安法通知対象物質	該当
化学物質管理促進法	非該当
毒劇取締法対象物質	該当
TSCA 登録	有り
EINECS NO.	200-659-6
DSL/NDSL 登録	有り
AICS 登録	有り
ECL 登録	有り
PICCS 登録	有り

### 8.応急処置

目に入った場合 :直ちに多量の水で15分間以上洗顔し、医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合 :多量の水を流し、石鹼を使って洗い流す。

外観に変化が見られたり、痛みがある場合は医師の診断を受ける事。

吸入した場合 :直ちに新鮮な空気の場所に移動し、保温・安静を努め医師の診断を受ける事。

:呼吸が不規則か、止まっている場合は人工呼吸を行う。

直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合 : 直ちに水を飲ませて吐き出させ、医師の診断を受ける事。  
被災者に意識がない場合は、吐かせようしたり、口から何も与えてはいけない。

---

## 9.火災時の措置

消火方法 : 初期の火災には、水、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。  
大規模火災の際には、水、泡消火剤を用いて冷却し、空気を遮断する。  
消火剤 : 水・粉末・炭酸ガス・乾燥砂・泡等。

---

10.漏出時の措置 保護具を着用のうえ 漏出したものを掃き集めて、密閉可能な空容器に回収する。

人体に対する注意事項 : 風下の人を退避させる。漏出した場所の周辺にはロープを張る  
保護具及び緊急時措置 : 等して人の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず適切な保護具を着用する。  
風下で作業をしない。流出した製品が河川等に排出されないよう注意する。

### 環境に対する注意事項~除去方法~

少量の場合 : 漏出液は多量の水を用い、十分に希釈して洗い流す。  
多量の場合 : 漏出液は土砂等でその流れを止めて、出来るだけ回収し、  
残分は多量の水を用い、十分に希釈して洗い流す。  
付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

---

## 11.取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意 : 皮膚、目との接触、粉塵の吸入をさける為、防塵マスク、保護手袋、  
保護メガネ等を着用する。火気注意とする。取扱い作業所には局所排気装置を設ける。静電気防止の為、設備等にアースを取る。飛散しない様に取り扱う。  
保管上の注意 : 直射日光を避け、乾燥した冷暗所に保管する。可燃物を近くに置かない。

---

## 12.暴露防止措置

管理濃度 : 200 ppm (メタノール 労働省告示79号 昭和63年9月1日)  
許容濃度 : 日本産業衛生学会(1992年度版) ; 200ppm (メタノール)  
ACGIH(1992年度版) ; TLV-TWA 200ppm(メタノール)  
TLV-STEL 200ppm(メタノール)  
(臭覚閾値 ; 5 ppm")  
設備対策 : 取扱場所が密閉された所では空気の滞留をさけて局所排気装置を設ける。  
: 取扱場所の近くには、高温、発火源となる物が置かれないような設備とする事。

- ：取扱場所の近くに、安全シャワー、手洗い、洗面設備等を設ける。
- 保護具      ：必要に応じ、呼吸保護具、有機ガス用防毒マスク、保護メガネ、  
                  ゴム手袋、ゴム長靴、ゴム前掛け等を使用する。
- 

### 13.物理的及び化学的性質

- 外 観      ：無色透明液体
- 臭 い      ：刺激臭
- PH            ：データなし
- 融 点      ：-96°C
- 沸 点      ：64.65°C (1013hpa)
- 引火点      ：11°C (密閉式)
- 発火点      ：385°C
- 燃焼または爆発範囲の上限／下限 爆発範囲    ：6.72～36.5VOL% (空気中)
- 蒸気圧      ：8.0kpa (60mmHg 12.1°C)  
                  12.7kpa (95mmHg 20°C)
- 蒸気密度    ：1.11 (空気 1)
- 比重(相対密度)    ：0.7928 ( $d_4^{20}$ )
- 溶解性      ：水、エタノール、エーテル、その他の多くの有機浴媒とよく混和する
- 

### 安全性及び反応性

- 安 定 性      ：通常の取扱いでは安定である。
- 危 険 有 害 反 応 性    ：酸化剤と激しく反応し、火炎、爆発の危険をもたらす。  
                  過酸化水素と混触したものは、衝撃により爆発する。
- 避 け る べ き 条 件    ：加熱
- 混触危険物質    ：酸化剤、過酸化水素。
- 危 険 有 害 な 分 解 生成 物    ：加熱分解により一酸化炭素、ホルムアルデヒドを生じる。
- そ の 他
- 可燃性    ：揮発性で可燃性液体
- 発火性    ：なし (自然発火性・水との反応性)
- 酸化性    ：なし
- 発火性    ：(自然発火性、水との反応性) なし
- 爆発性    ：タンク、缶、びん等の密閉容器に貯蔵する場合、11～42°Cの温度の範囲で容器内に爆発性混合気を生じる。
-

## 14.有害性情報

急性毒性	経口ラット LD <sub>50</sub> : 5.628mg/kg 経口マウス LD <sub>50</sub> : 7.300mg/kg 経皮ウサギ LD <sub>50</sub> : 15800mg/kg これから区分外とした 吸入ヒト TCL0 : 300ppm これから区分外とした 吸入マウス LC50 : 50.0000mg/m <sup>3</sup> /2h これから区分外とした 蒸気暴露では、50.000ppm で、1~2 時間で死 亡に至る事もある。
皮膚腐食性／刺激性	区分 2 : メタノール (100%)
眼に対する重篤な損傷／刺激性	区分 2A : メタノール (100%)
呼吸器感作性／皮膚感作性	呼吸器: データなし。皮膚: ヒトの皮膚暴露例で アレルギー性接触皮膚炎の報告があるとの複数の 文献を引用した記述はあるが、具体的な症例に關 する記述はない。
発がん性	ラットの餌の中に混合し経口投与 300 日後腫瘍発生なし。 犬に 10.000ppm の蒸気を 3 分×8 回/日暴露したが 100 日後腫瘍発生なし。技術上の指針に示された機関において 評価されていないため分類できないとした。
生殖毒性	区分 1B とした。
特定標的臓器／全身毒性 一単回暴露	ヒトで急性経口または吸入暴露により中枢神経の抑制およ び視覚器障害がみられるとの記述や、ヒト暴露例で代謝性 アシドーシスがみられるとの記述から、標的臓器は中枢神 経、視覚器および全身毒性と判断し、いずれも区分 1 と した。
特定標的臓器／全身毒性 一反復暴露	ヒトの長期暴露例で中枢神経系の抑制および視覚器障害が みられたとの記述から、標的臓器は中枢神経系および視覚 器であり、いずれも区分 1 とした。
吸引性呼吸器有毒性	データ不足のため分類できない。

---

## 15.環境影響情報

分解性	: 成分中のメタノールは BOD553.4% 分解、10 日間 62.7% 分解 20 日間 67% 分解、50 日間 97% 分解
生体蓄積性	: 知見なし
魚毒性	: TLm48 マス 8.000mg/L (メタノール) LD100 ウグイ 17.000mg/L・24 時間 (メタノール)
	毒性限界濃度 シュードモナス菌 8.000mg/L (メタノール)

その他 : 藻毒性 530mg/L 及び緑藻毒性 8.000mg/ (メタノール)

---

## 16. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 燃焼法は珪そう土等に吸収させ開放型の焼却炉で燃焼する。  
又は、焼却炉の火室へ噴射し焼却する。燃焼法以外では、活性汚泥法で処理する。
- 汚染容器・包装 残留物を廃棄し、付着物を水洗除去後、処分する。  
洗浄廃液は残余廃棄物と同様の処理を行う。
- 

## 17. 輸送上の注意

### 国際規制

国連分類：クラス 3 (引火性液体)

国連番号：1230

容器等級：II

陸上輸送 消防法 (第4類 第一石油類) (危険等級II準ずる)

船舶輸送 船舶安全法 個品運送 (危険物、中引火点引火性液体類)  
(容器等級2準ずる)

航空輸送 航空法 (引火性液体) (等級2準ずる)

応急措置指針番号 131

---

## 18. 適用法令

- 消防法 : 危険物 第4類 第一石油類 指定数量・400L
- 労働安全衛生法 : 第2種有機溶剤 (令別表第6の242号有機則第1条1項4号)  
: 有害性表示物質 (令第18条36号)  
: 危険物 引火性の物 (令 別表第1 4の3号)
- 毒物劇物取締法 : 効物 (法別表第2 83号)
- 船舶安全法 : 危険物告示別表 (引火性液体類)
- 航空法 : 爆発物等告示別表 (引火性液体)
- 海洋汚染防止法 : (船舶バラ積輸送時) 有害液体物質 (Y類物質) 施行令別表第一
- 大気汚染防止法 : 特定物質 (令第10条 6号)
- 労働基準法 : 施行規則第35条別表第1の2第4号1 (業務上の疾病化学物質)
-

## 19. その他の情報

### 文献

- ・化学防災指針、日本化学会編（1980）
- ・溶剤ポケットブック（1994、p391-401）
- ・作業中毒便覧（1977）
- ・溶剤ハンドブック（株）オーム社）
- ・WHO/IPCS 環境保健クライテリア（EHC）196（1998）
- ・化学物質管理センターホームページ 既存化学物質安全性点検データ（2001）
- ・厚生省NIHS（国立医薬品食品衛生研究所）ICSC

記載内容は、現時点での入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。